

裁判の迅速化に係る検証に関する検討会（第57回）開催結果概要

1 日時

平成29年2月14日（火）午後1時30分から午後4時20分まで

2 場所

最高裁判所中会議室

3 出席者

（委員，敬称略・五十音順）

秋山仁美，奥山信一，川出敏裕，高橋宏志（座長），中尾正信，野間万友美，
山田真紀，山本和彦，横井弘明

（事務総局）

門田友昌審議官，清藤健一総務局第一課長，岩井一真総務局参事官，
山本拓民事局第二課長，吉田智宏刑事局第二課長，小田真治行政局第一課長，
和波宏典家庭局第一課長

4 進行

（1）報告及び意見交換等

ア 第7回報告書の構成等について

岩井総務局参事官から，① 報告書の構成は，「Ⅰ」が冒頭の全体説明及び要約，「Ⅱ」が民事第一審訴訟事件，「Ⅲ」が刑事第一審訴訟事件，「Ⅳ」が家事事件・人事訴訟事件，「Ⅴ」が上訴審における訴訟事件となる予定であること，② 実情調査に関する記述は各分野に関する統計データの分析の直後に記載する予定であることなどが説明された。

イ 第7回報告書案について

（ア）民事訴訟事件の統計データ分析について

山本民事局第二課長から，① 民事第一審訴訟事件について，新受件数は5年連続で減少傾向であったが，平成27年は平成26年に比べて若干の増加に転じたこと，平均審理期間は平成26年よりやや長くなったこと，

- ② 医事関係訴訟事件については、新受件数は、ここ数年800件前後で推移しており、平均審理期間が平成26年から若干長期化していること、
- ③ 建築関係訴訟事件については、新受件数は平成26年から若干減少したものの、平均審理期間がやや長くなったことなどが説明された。

続いて、小田行政局第一課長から、① 知的財産権訴訟事件については、平均審理期間が平成25年以降短縮傾向にあること、② 労働関係訴訟事件については、新受件数がこれまでで最も多い件数となり、平均審理期間は平成26年とほぼ同様であったものの、平成22年以降長期化傾向にあること、③ 労働審判事件については、新受件数が労働関係訴訟事件と同様に高い水準で推移しているが、全体の7割弱の事件が3か月以内に終局していること、④ 行政事件訴訟については、新受件数が平成4年以降最も多い件数となった一方で、平均審理期間は平成26年からほとんど変化がないことなどが説明された。

(奥山委員)

- 建築関係訴訟について、瑕疵かそうでないかは客観的に分かるので、瑕疵主張のある建築関係訴訟の審理期間は短くなるのが一般的ではないかと思う。なぜ、このような事件の審理期間が長くなるのか。

(山本民事局第二課長)

- 瑕疵主張がされる多くの場合では、主張される瑕疵の個数が多く、その内容も専門的で複雑なものとなるため、主張が具体化するまで時間を要することが多い。さらに、主張される瑕疵の内容について認識を共有するのに時間を要することも要因であると考えられる。

(門田審議官)

- 瑕疵主張がある建築関係訴訟は、専門訴訟の典型であり、専門委員の制度等を利用して、争点整理の段階から専門家である建築士に参与してもらうなどして専門的知見を得ながら進行していかなければならないので、比

較的時間を要する。一方で、瑕疵主張ではなく、契約内容が争点である場合には、合意の有無などといった法律家の得意とする分野であり、比較的スムーズに進行できる。

(野間委員)

- 行政事件訴訟の新受件数が平成27年に急激に増えているのはなぜか。

(小田行政局第一課長)

- 長期的な流れからすると、行政事件訴訟は増加基調にあり、平成27年もその全体的傾向の表れではないかと考えている。

(高橋座長)

- 労働審判事件については、平成21年に急増し、その後、横ばいの状況が続いているが、この点はどうか。

(小田行政局第一課長)

- 平成21年の急増は、リーマンショックの影響が大きいと考えられる。その後、景気動向は若干改善されているが、それとは関わりなく、高止まりしたまま推移している状況にある。

(高橋座長)

- 労働関係訴訟事件の新受件数が、これまでで最大値であるが、この点についてはいかがか。

(小田行政局第一課長)

- 労働審判事件と同様、平成21年に急増し、その後も高止まりしたまま推移しているが、権利意識の高まりや未払残業代の問題に関する認識が社会に広まった中で、今回、最大となったと思われる。

(イ) 民事実情調査について

山本民事局第二課長から、争点整理手続における認識共有の実情等について、裁判所は、認識共有にそごがないと考えられる単純な事件では、明示的に争点等を確認しないが、そうでない場合には、争点の軽重や重要な

間接事実が何かについて求釈明や暫定的心証開示等を通じて認識共有を図っていることがうかがわれたとの報告があった。また、認識共有を阻害する客観的要因としては、新たな専門的知見を要する事件や非典型的な事件等、プラクティスの蓄積がない事件の増加による影響があること、主観的要因としては、争点整理に積極的ではない裁判官や依頼者をコントロールできない代理人がいるといった指摘があった旨報告された。さらに、認識共有を円滑に進めるための方策として、求釈明における裁判所の問題意識等の具体的説明、暫定的心証開示の在り方、口頭議論におけるツールの活用、争点整理の結果の記録化などについて多くの工夫例の紹介があったことが報告された。これらを踏まえ、今後は、裁判所の意識と代理人の受け止めとの間にそごが生じる原因を検証し、認識共有を実質化するための手法について更に検討するとともに、共有された認識の内容を客観的に確認できるように争点整理の結果の記録化の在り方についても検討する必要がある旨説明された。

次に、合議体による審理については、裁判所がこれを積極的に活用しており、代理人から好意的に受け止められていること、付合議基準を策定したり、係属後も定期的に単独事件の進行状況を部内で共有したりして、合議相当事件を適切に合議に付すための取組をしていることが紹介された。そして、合議体による審理の活用により、争点を的確に判断することができ、長期未済事件の処理にも効果があるといった意見も紹介され、今後は、部や庁の実情に応じつつ、合議体による審理の活用を一層進めていくため、取組のあい路や克服策等について具体的に検討していくことが必要である旨説明された。

最後に、事件動向に関し、新受事件が増加しない要因については、ADRが活用されていることや、弁護士の増加により典型的な事件が訴訟前の交渉で解決していることが指摘されたこと、さらに、企業内弁護士にイン

タビュールしたところ、企業内弁護士の増加が事件動向に影響を与えているとは感じられないとの意見があった旨説明された。

(中尾委員)

- 既済件数における審理期間2年超の事件類型では、「その他の損害賠償」の割合が最大である。非典型訴訟が増加しているが、争点整理の序盤で、何が要件事実であるか、そもそもどのような法律構成であるかという点から整理を始めなければならない事件が増加している印象がある。そして、このような理由で争点整理の序盤から時間を要し、これが、中盤以降の認識共有や争点の確定においても影響することとなり、全体として争点が整理しにくい状況となっているのではないか。実情調査でも、客観的要因として、非典型事件が増えているという指摘もされた。報告書には、認識共有を阻害する主観的要因もさることながら、そもそも認識共有が困難な事件の増加という客観的要因も大きいというニュアンスを盛り込んではどうか。

(高橋座長)

- 非典型的な事件が増え、これらにつきプラクティスの蓄積がなく、蓄積がないからなかなか争点整理にたどり着けない、方向性が見えないということか。非典型的な事件の例として何があるか。

(中尾委員)

- 親族間で争いになっている損害賠償請求事件等は、法律構成が何であるかから詰めていかなければならないものも多い。

(山本委員)

- 非典型的な事件には、将来はプラクティスが確立し定型的な事件になるが、現段階では出始めで、十分な定型化が図られないまま、裁判官や代理人が手探りでやっているタイプがある。例えば、インターネットによる名誉棄損、発信者情報開示が挙げられる。他方で、訴訟になる内容が、本当に

世の中に少ないケースしかないという類型もある。そして、これらの中間的なものもあると感じている。前者については、ある程度定型化に向けて工夫していく余地があると思う。

(門田審議官)

- 例えば、金融商品に関する損害賠償請求事件等は、次々と新しい商品が出る上、金融商品の内容自体も新味があって専門的であるから、理解に時間がかかる結果、争点整理に時間を要することがある。しかし、これも何年かするとノウハウが蓄積されて定型化していく。このような典型例も盛り込むことを検討したい。

(中尾委員)

- 争点整理の長期化につき、裁判官の消極的姿勢という以前に、そもそもコミュニケーションが余りなされていないのではないか。言葉に出さず、「あうんの呼吸」のまま進んでしまうという点が実情調査でも指摘されていた。意識的にコミュニケーションができる環境になっていないというのが前提の問題点としてあるのではないか。
- 裁判官から明示的に言及されなかった部分について、判決で不意打ちとの印象を抱くことや、あるいは争点の軽重の点について、裁判所と当事者の認識が違っていることがあったとの声もあった。裁判官の消極的姿勢というよりも対話がないのではないかという問題意識を持っている。

(高橋座長)

- 裁判官は求釈明をしているが、それは双方向のコミュニケーションではないということか。

(中尾委員)

- 裁判官と弁護士が争点等を言葉に出して確認することの意識付けが不足しており、争点整理を進めていくに当たって、コミュニケーションや対話が重要であるという意識が不十分なのではないか。

(高橋座長)

- 誤解をおそれずに言えば、実情調査では、認識共有に対する関心のなさがうかがわれる裁判官もいたところである。

(山本委員)

- 裁判官は「以心伝心」で自分の意向は代理人に伝わっていると思っており、代理人も裁判官に確認をしないことが多いため、その結果、裁判官は代理人も分かっているはずだと思ふ状況が起きているのではないか。やはり、言葉に出して言わないと分からないので、コミュニケーションを図るという意識付けの問題だと思われる。

(山本民事局第二課長)

- 認識共有がされていることを確認するということに対する意識が低いということか。

(高橋座長)

- 認識共有をすること自体について、意識していない裁判官もまだ一定数存在するのではないかという印象を持っている。

(中尾委員)

- 争点整理において、裁判官と両代理人と三者共同で対話をするような場を作らなければならないという前段階の意識が不十分であり、そもそも双方向の関係となっていないのではないか。対話ができる争点整理の場を作っていく必要がある。

(山本委員)

- 実情調査で、裁判官は求釈明によって争点整理しているという声があったが、他方、それは争点整理ではないという議論があった。求釈明することで、ここが問題だと伝えているつもりであると述べる裁判官がいたが、本来は、求釈明の際に、裁判所の問題意識や根拠、思考過程を具体的に説明することが必要であり、それが説明されることによって、相手方にも伝

わり、相手方から必要に応じて意見が出され、コミュニケーションが成立する。それが争点整理としてイメージされているものだと思うが、中にはその意識が十分ではない裁判官がいると思われる。

(山田委員)

- 裁判所は、求釈明の結果、どのような回答が返ってくるか分からないので、まずは求釈明という形で問題意識を伝えないといけないという意識があるのだと思う。求釈明をすることで、問題意識は大体わかってもらえるのではないかという意識もあるだろう。ただ、求釈明によって返ってきた回答をどうするのかというところの詰めが甘いかもしれない。問題意識が伝わっていないと思われる場合や、代理人は、求釈明に答えたから大丈夫だと思っている一方、裁判官は、これだけしか出ないのかとと思っているといった場合もあると思うので、その辺りについて、更にやり取りすると良いのではないかと思う。その際、代理人が確認や質問がしづらいつ感じているという点は不思議である。

(中尾委員)

- そこが、いわゆる双方向になっていない。求釈明があり、検討して回答するだけという一方通行の状況に止まっているのではないか。求釈明の仕方、あるいは回答の仕方についても、これは認識を共有するためにやっているという意識があれば、良いのではないか。そこをうまく作ることができていないのではないか。

(高橋座長)

- 他方、裁判官と弁護士は対等であると言うが、内実としては、代理人の方が受動的な姿勢が多いのではないか。もう少し、裁判官へ意見をぶつけたり、議論しても良いという雰囲気作りが必要なのではないか。

(中尾委員)

- 代理人の多くは、争点整理は当事者の責任で行うものであり、必ずしも

裁判所が主導でやるべきものではないという認識だと思う。この点、代理人が「裁判所と共同して行うという発想に転換することも望まれる」としてしまうと、代理人の争点整理に対する意識が欠けている、裁判所任せにしているという誤解を招くのではないか。代理人の感覚は、争点整理は当事者の役割だが、裁判所を含めた三者が「協働」して対話しながら認識共有し、争点の軽重を確認していくというプラクティスが重要であるという議論へ進んできている。

- 代理人としては、争点整理は勝敗を決する重要な過程であって、ここでピントがずれると判断内容への影響等があり、切実な問題である。そのために、今後、裁判所との認識のずれがないようにする姿勢や積極的な関わりが重要になってくる。

(山本委員)

- 中尾委員の御指摘のとおり、弁護士の中に、争点整理は自分たちの問題であるとの認識が進んでいくことが理想である。ただ、現状を見ると、弁護士の間では、まだまだ裁判官が争点整理の中心であり、弁護士はそれについていくものだという認識も強いように思う。これまでの実情調査の状況からしても、弁護士が受動的な立場に止まっている事案はかなりの割合なのではないか。確かに、(代理人が裁判所と共同して行うという)発想の「転換」を強調すると、代理人にそのような意識が全くないと誤解されるおそれもあるが、全体として見ると、私としては、そこまで違和感はない。

(高橋座長)

- 私も、余り違和感はない。

(中尾委員)

- 少なくとも、代理人が共通基盤の形成を裁判所と協働して行うという点は、弁護士の中でも既に前提となっていると思う。確かに、弁護士のアン

ケートでも、裁判所が主導すべきか、弁護士が主導すべきかという点については意見が分かれるところであるが、協働作業であるという点は争いがなく、弁護士にその発想が欠けているとか、転換しなければならないとかいうことではないと思う。どちらが主導的であるべきかという点は、確かに指摘のとおりであると思うが、争点整理が協働作業であるとの認識は、弁護士の大前提となっているのではないか。

(山本民事局第二課長)

- 争点整理が双方向のコミュニケーションを通じて認識共有を図っていくプロセスであるという点については、裁判官も弁護士も、まだ意識が足りないのではないかという御指摘だったと思う。発想を換えるべき点は、具体的に何を共同でやっていくのかという点であり、裁判官から問われたことに単に答えるということではなく、もっと双方向的なやりとりが必要であるとの発想に換えていくべきということであろう。

(奥山委員)

- 素朴な疑問だが、双方に代理人がいれば、争点自体に争いがあると思うので、そこは、裁判官が争点整理において主導的に交通整理すべきではないかと思う。

(山本委員)

- 御指摘のように、確かに争点自体が食い違って、争点がどこにあるのかという点が中心的なポイントになる事件もある。ただ、大多数の事件は、法律家から見れば、ここがポイントだろうという共通認識が形成されるものであると思う。しかし、中には、それぞれが考えていた争点が結果的に違っていったという事件もあり、そこが問題点なのではないか。

(奥山委員)

- そのようなニュアンスを入れて記載してもらえるとわかりやすい。

(横井委員)

- 双方の代理人がしっかりしていれば、争点がずれるということは、余り経験したことがない。事前に双方がやりとりしていれば、おのずと争点が見える。私の経験では、専門的な分野にかかる非典型的訴訟では、争点が見えないことはあった。通常は、意図的に行わなくとも、争点が出てくるのではないかと。

(高橋座長)

- 負け筋の事件のときは、まず裁判官がどう出てくるのかを確認してから動くという発想の弁護士もまだまだ多いとも聞かされたが、いかがか。

(中尾委員)

- 現状の指摘はそのとおりだが、あるべき争点整理の姿にするためには、まずは共通の土俵を作って、求釈明も双方向的な形で行いながら、認識共有の場を作るところから始める必要がある。争点の軽重を含めた争点の確認を行い、対話の中で共通認識を持つのがあるべき争点整理の姿であるということ発信しなければいけない。

(高橋座長)

- この点に関しては、検証検討会において、いろいろな意見があった旨を紹介してもらった方が良いのではないかと。ほかに気になる点はないか。

(中尾委員)

- 用語に関して、暫定的心証開示の際に、現時点における裁判所の「仮説」として説明することについては、用語の使い方として違和感がある。「仮説」は仮定の話という意味合いなので、「暫定的な心証」とまでは言わなくても、「暫定的な裁判所の認識」として表現が良いのではないかと。

(横井委員)

- 時期にもよるのではないかと。訴状や答弁書を出した段階で、「心証」と言われてもダメージはないが、ある程度進行したところで、「心証」とい

う言葉で言われると受け止めが異なる。言葉としては、「認識」の方が良いのかもしれない。

(高橋座長)

- 次に、合議体による審理の活用についてはどうか。合議に付す基準が分からないとの意見も出たが、全般的に弁護士からは良く受け止められているようだ。

(中尾委員)

- 合議に付した効用として和解の説得力が高まると言われるが、代理人から見ると、合議事件の争点整理や和解は、受命裁判官として左陪席裁判官が担当することが多いので、不慣れでスムーズに進行しないという課題もある。合議して提示された和解案についての説得力を指すならば良いが、そのプロセスまで含めるとすると、言い過ぎなのではないか。

(高橋座長)

- 提示される和解案の説得力ということで良いのではないか。

(山田委員)

- 合議事件を左陪席の受命裁判官が進めていく場合に、事前の合議では、進行に困った場合にはその場で対応せず、合議しますと言って引き取るように打ち合わせるなど、工夫していることもある。進行に多少ぎこちないところもあるかもしれないが、最終的な和解案の提示だけでなく、プロセスについても合議による影響力というのはあるのではないかとも思う。

(高橋座長)

- 次に、事件動向についてはどうか。

(山本委員)

- 新受事件が増加しない要因について、実情調査に出席した企業内弁護士からは、確かに、企業内弁護士の増加の影響を受けているとの指摘はなかった。ただ、別の弁護士からは、典型的な事件は訴訟前に解決しているこ

とが増えているのではないかと指摘もあり、企業間の典型的な事件について、企業内弁護士が増えていることが影響している可能性を全く排除することはできないのではないかと。また、企業で法令遵守が進んでいるとの指摘もあり、これも企業内弁護士が一定の影響を与えている可能性がある。さらに、事案や業種にもよると思うが、一定の紛争状態となったときに、企業内弁護士が関与して、今までなら訴訟になっていたものを解決している状況もあると聞いている。この点に関する記載は、余り明確に断定的にならないよう留意したほうがよい。

(ウ) 刑事第一審訴訟事件について

吉田刑事局第二課長から、刑事通常第一審事件全体について、① 新受人員は若干の増加傾向が見られるが、終局人員も増加し、おおむね順調に処理されていること、② 平均審理期間も3.0月前後で安定して推移していること、裁判員裁判対象事件について、① 新受件数は減少傾向が続いていること、② 平均審理期間は、自白・否認の別に関わらず再び長期化したこと、③ 公判前整理手続期間が長期化しており、これが、審理期間がいずれも長期化した要因であることなどが説明された。

また、公判前整理手続を適切かつ合理的な期間内に終えることが重要な課題であり、早期の打合せの実施や公判期日の仮予約などの取組を続けるとともに、公判前整理手続ではどこまで詳細に争点等を整理すべきなのか、手続の主催者である裁判所と訴訟追行の主体である当事者との役割はどうあるべきかなど、公判前整理手続の基本的な在り方についても、法曹三者で議論を重ねて認識を共有していく必要があることなどが説明された。

(川出委員)

- 司法研究では、公判前整理手続において、どこまで詳細に争点等を整理すべきであるかという整理の程度についてだけでなく、そもそも何を整理すべきであるかという整理の対象についても議論している。その点について

ても、報告書に記載していただければと思う。

(横井委員)

- 弁護人の立場からすると、公判前整理手続には失権効があるので、公判前整理手続を急いで行ったことで、後から証拠が出せなくなってしまい、本来無罪となるべき人が有罪になってしまっただけではないという意識があることには留意が必要である。
- 取調べが録音・録画される事案が増えてきており、弁護人においてDVDを視聴するのにかなりの時間がかかってしまう。今後、録音・録画の対象となる事件が更に拡大されることになると、これにかかる時間が更に長くなることも考えられる。
- 証拠開示の関係では、刑訴法改正により、平成28年12月から証拠の標目が開示されるようになった。熱心な弁護人ほどそれを基にいろいろな証拠の開示を求め、時間がかかることになる。
- 公判前整理手続期間を更に短くするのは、現状では難しいようにも思う。

(秋山委員)

- 刑事事件では、争点が民事事件より先鋭化しやすい側面があり、特に犯人性が問題となる事案であると、どの間接事実を主張するのか、慎重になってしまう側面がある。
- 最近、供述証拠、特に被疑者の自白に頼らない捜査をするようになった結果、公判前整理手続の段階になって新たな弁解が出るなどして、見通しが変わったり、罪名変更が必要になったりする事件が増えている。
- 証拠の開示については、検察官としては、起訴後2週間をめどに最初の主張を行うタイミングで証拠の任意開示をかなり幅広に行っているが、弁護人によってはそれを見て更に開示を求められることもあるし、取調べの録音・録画は、事件によって相当の分量があり、DVDの複製を行うだけでも、かなりの時間を必要とする場合がある。そのような場合には、弁護

人の検討に時間がかかる側面もあると思われる。

- 平成27年に審理期間が長期化した原因についてだが、個人的な感想としては、公判前整理手続段階での精神鑑定が増加していることの影響があるのではないかと思う。自白事件でも情状的な鑑定を行ったり、捜査段階で鑑定を行った事件でも起訴後に更に鑑定を行ったりすることが増えている印象である。

いずれにしても、平成28年以降も今年の傾向が続くのかどうか見ていく必要があると思う。

(エ) 家事事件・人事訴訟事件の統計データ分析について

和波家庭局第一課長から、家事事件全般について、① 別表第一審判事件の新受件数が、主として成年後見等監督処分事件及び後見人等に対する報酬付与事件の大幅な増加の影響により増加したこと、② 別表第二事件については、新受件数が緩やかな増加傾向にあり、調停の平均審理期間は高止まり状態、審判の平均審理期間は緩やかな長期化傾向にあること、③ 一般調停事件については、長期的に見れば、新受件数が減少傾向にあるが、平均審理期間は緩やかな長期化傾向にあることが説明された。

また、① 遺産分割事件について、長期的に見れば、新受件数は増加傾向にあるが、平均審理期間は短縮傾向にあること、調停に代わる審判が更に積極的に活用されていること、② 婚姻関係事件について、新受件数は高止まりの状況にあり、平均審理期間は若干長期化傾向にあること、③ 子の監護事件について、新受件数が増加傾向にあり、平均審理期間も長期化傾向にあること、平均審理期間の長期化傾向の要因としては、養育費請求事件等と比べて審理が長期化する傾向がある面会交流、子の監護者指定、子の引渡しの各事件が増加傾向にあることが挙げられること、④ 人事訴訟事件については、新受件数が若干減少した一方で、財産分与の申立てがある離婚事件の割合が増加傾向にあることの影響により平均審理期間の長

期化傾向が続いていることなどが説明された。

(オ) 家事情調査について

和波家庭局第一課長から、調停における裁判官関与の取組について、裁判所からは、評議を通じた裁判官関与の充実の取組により、調停委員が調停委員会としての進行方針を共有することで調停の進行に自信を持つことができ、当事者の調停に対する納得感や信頼感の向上につながるという意見が出されたこと、弁護士会からは、調停委員同士の認識共有や家裁調査官の適切な関与がされることが増えた、裁判官の調停への積極的な関与や調停における家裁調査官による専門的知見の活用は、当事者に対する説得性を高め、調停成立に向けて有益であるといった意見が出された一方、調停委員会が法的観点を過度に重視することで調停における解決の自主性や柔軟性が減殺されたり、調停の進行がマニュアルに沿った形で硬直化したりする傾向が指摘されたことなどが報告された。また、このような指摘等を踏まえ、今後は、当事者の自主的紛争解決意欲を更に引き出す調停を実現するために、当事者との間においても、調停委員会としての紛争解決プロセスの見通し、法的なものに限られない当該調停における紛争の実質的な対立点、当該対立点を解消させるための方策等についての認識共有を更に進めることが必要であり、調停委員会内部においては、事件類型ごとに一般的な進行方針を共有しつつも、当該進行方針が自己目的化し、調停の柔軟性を否定するような硬直化した進行にならないよう留意する必要があること、客観的な統計数値の分析を中心としつつも、利用者の満足度・納得度といった主観的な事情等を含めた実証的な効果検証等が更に重要になることなどが説明された。

次に、調停における裁判官関与と調停不成立後の審判や人事訴訟との関係について、別表第二事件に関しては、審判での審理及び結論を見据えた調停の進行や手続活動を行いやすいという側面があるとの意見や、面会交

流調停事件では継続的で充実した面会交流の実現という観点から可能な限り調停における調整・解決を目指すといった意見が出されたことなどが説明された。また、離婚事件に関しては、調停において、当事者双方による財産の任意開示を促しつつ、それが奏功しない場合には調査嘱託を活用するなどして作成された財産分与一覧表や、家裁調査官の調査報告書等が、その後の離婚訴訟においても結果的に有用となるといった意見が出された一方、離婚訴訟では新たな主張が出されるなどするため、離婚調停における主張を活用することが難しい状況にあるという指摘がされたことなどが報告された。その上で、今後も、家裁全体としての紛争解決機能の強化という視点を踏まえつつ、調停を更に充実させていくために、調停とその後の手続の適切な連携の在り方に関する検討を深めていく必要があることが説明された。

(中尾委員)

- 調停委員会と当事者との間の認識共有という視点がこれまで以上に重要となってくるという方向性はよいと思う。調停委員会の評議の結果を当事者にどうフィードバックしていくかということが実情調査でも話題になっていた。それを工夫しながら高めていくという視点は非常に重要であると考えている。
- 裁判官が調停の場に出て来なければ関与しているとはいえないという発想は、弁護士の間はまだ残っており、変えていかなければならない。
- 遺産分割事件だけでなく婚姻関係事件も手続代理人の関与が増加していることを考えると、手続代理人の役割が重要になってくる。当事者に自主的に問題を解決するという意識を持たせながら、解決後にも当事者に力を与えるため、当事者に寄り添いながら伴走していくという代理人の役割が重要であると思う。

(高橋座長)

- 手続代理人の関与については、全国的に見るとばらつきがあるかもしれない。実情調査では、地域によって、相談は受けるが受任はしないという弁護士もいた。

(山本委員)

- 調停充実の取組の効果検証が重要であるというのは、そのとおりであると思う。主観的な満足度、納得度については、我々も民事訴訟利用者調査で行っていることである。実情調査を行った家庭裁判所でも、当事者に対するアンケートを検討しているとのことであったが、是非積極的にやっていただきたい。
- 人事訴訟事件の長期化について、財産分与の申立てのある事件が長期化しているという統計分析があった。裁判所からも弁護士会からも、調停段階で調査嘱託を利用するなどして客観的な財産状況を把握することは、これまで必ずしも十分に行われていなかったが、今後活用することが考えられるのではないかという指摘がされた。このことは、調停の成立に寄与するだけでなく、人事訴訟の充実・迅速化にも資するのではないか。
- 調停での立場を訴訟でしんしゃくすることについては様々な意見があるが、客観的事実については、調停に有用であることはもちろんのこと、訴訟にも役立つことは間違いないはずである。

(和波家庭局第一課長)

- 調停において調査嘱託を行うことは、御指摘のとおり、離婚調停の充実につながると考えられるし、結果として離婚訴訟においても有用であると考えられる。

(中尾委員)

- 人事訴訟では、多数の調査嘱託が際限なく行われるという弊害があるが、調停段階で調査嘱託を行うことにより、人事訴訟と同じことが調停で再現されないか。

(和波家庭局第一課長)

- 様々な考え方があるので一概には言い切れないが、人事訴訟までいくと対立構造が先鋭化する中での財産開示となるが、調停では合意に向けてのものであるので、人事訴訟の場合よりも柔らかい形で運用することができるのではないかという期待はある。

(高橋座長)

- 実情調査における弁護士からのヒアリングの中で、「以前に比べて調停委員が冷たくなった。」という意見が出たが、これが非常に印象に残っている。調停の進行が硬直化しているというような意見もあった。昔のように話を聞いてくれなくなった、申立人と相手方を平等に扱うために一定の時間で話を切り上げてしまうということである。話を聞いてくれない人の調停案は受け入れ難いということもある。進行が硬直化したというのと併せて、弁護士からの意見として、このような記載をすることも考えられる。

(中尾委員)

- 調停の進行について、詳細なマニュアルが作成されているような庁では、マニュアル通りやらないといけないという意識が強すぎるのかもしれない。認識共有を重視して進行していく手法が必要ではないか。

(門田審議官)

- これまでの報告書では、都市部と地方部を対比した記載があったが、今回の実情調査では、都市部と地方部でそれほど違いがなかったと認識しているため、余り区別した記載はいらぬのではないかとと思うが、いかがか。

(高橋座長)

- 調査庁による違いはあったが、都市部と地方部の違いによるものではなかったように思う。

(2) 今後の予定について

次回の検討会は、次の日時に開催され、報告書の最終案について意見交換す

ることが確認された。

第58回 平成29年5月26日（金）午後3時から

（以 上）